

対象者別被扶養者認定に必要な提出書類等一覧

※添付書類についてはコピー可、ただし市区町村発行の住民票・戸籍謄(抄)本・収入額の記載されている各種証明書(非課税証明書等)は原本を添付してください。
 また提出された書類は、返却およびコピーを送付することはできませんので、各自コピーをとり保管ください。
 ※次ページの注1～注5をかならず確認ください。
 ※各証明書は発行から3か月以内のものを添付ください。

認定対象者	就労状況・年齢区分等	必要書類等							備考	
		被扶養者異動届	被扶養者認定調書	住民票 入注1 V	非課税証明書または 収入証明入注2 V	離職票または 受給者証入注3 V または雇用保険	資格喪失証明書 退職証明書または健康保険 入注3 V	個人事業の 廃業届出書 入注3 V		在学証明書 または 学生証
配偶者	無職	○	○	○	○					学生の範囲: 全日制・通年コースの学生
	就労中	○	○	○	○					
	退職	○	○	○		○	○			
	自営業廃業	○	○	○				○		
	学生	○	○	○					○	
子	出生	○								共同扶養者の収入証明<注4> 高校生の場合、在学証明書は省略 学生の範囲: 全日制・通年コースの学生
	18歳未満	○		○						
	18歳以上で学生	○	○	○					○	
	18歳以上で無職	○	○	○	○					
	18歳以上で就労中	○	○	○	○					
	18歳以上で退職	○	○	○		○	○			
父母・祖父母	無職	○	○	○	○					被保険者の単身赴任により別居している場合、認定対象者が被保険者の配偶者等と同居しているときは、同居として扱う。
	就労中	○	○	○	○					
	退職	○	○	○		○	○			
	自営業廃業	○	○	○				○		
兄弟姉妹・孫	18歳未満	○	○	○						配偶者・父母・兄・姉等が扶養できない理由を被扶養者認定調書に明記 他の扶養義務者の収入証明<注5> 高校生の場合、在学証明書は省略 学生の範囲: 全日制・通年コースの学生 18歳以上は、収入の有無にかかわらず認定が必要な理由を被扶養者認定調書に明記 被保険者の単身赴任により別居している場合、認定対象者が被保険者の配偶者等と同居しているときは、同居として扱う。
	18歳以上で学生	○	○	○					○	
	18歳以上で無職	○	○	○	○					
	18歳以上で就労中	○	○	○	○					
	18歳以上で退職	○	○	○		○	○			
	18歳以上で自営業廃業	○	○	○				○		
その他の親族 (同居を要する)	18歳未満	○	○	○						配偶者・父母・兄・姉等が扶養できない理由を被扶養者認定調書に明記 他の扶養義務者の収入証明<注5> 高校生の場合、在学証明書は省略 学生の範囲: 全日制・通年コースの学生 18歳以上は、収入の有無にかかわらず認定が必要な理由を被扶養者認定調書に明記
	18歳以上で学生	○	○	○					○	
	18歳以上で無職	○	○	○	○					
	18歳以上で就労中	○	○	○	○					
	18歳以上で退職	○	○	○		○	○			
	18歳以上で自営業廃業	○	○	○				○		
養子縁組の場合	上記の区分による提出書類に加え、戸籍謄(抄)本を添付									
別居の場合 (被保険者の単身赴任、学生の下宿、 配偶者は除く)	上記の区分による提出書類に加え、直近3か月分の被保険者からの送金を証明する書類(預金通帳の口座名義・送金記録部分の写しや銀行振込の控)を添付(手渡しは不可)									
年金または恩給(公的/私的)を受給している場合	上記の区分による提出書類に加え、年金額のわかる直近の年金振込通知書または年金証書などを添付(厚生年金、国民年金、共済年金、遺族年金、障害年金、企業年金、各種恩給 他)									
不動産賃貸、配当金等の継続的な収入がある場合	上記の区分による提出書類に加え、確定申告書と収支内訳書またはその収支がわかるものを添付									

＜注1＞	・住民票は、続柄記載の世帯全員が記載されている最新(発行後3ヵ月以内)のものを提出してください。	
	・認定対象者が別居など、住民票で続柄が確認できない場合は戸籍謄(抄)本を添付してください。	
＜注2＞	・現在無職で(非)課税証明書に給与収入の記載がある場合は、退職証明書を添付してください。	
	・就労中の場合は、給与明細書(直近3ヵ月分)を提出してください。就労から間がなく給与明細書が提出できないなどの場合は就職先の雇用契約書また所定の雇用条件証明書を提出してください。(雇用条件証明書は各種申請書からダウンロードしてください。)	
	・自営業等で給与所得以外の収入(営業収入・不動産収入等)がある場合は、税務署の受付印のある直近の確定申告書と収支内訳書を添付してください。	
＜注3＞ ※急ぎの場合は、退職証明書(写)又は退職日記載の健康保険資格喪失証明書でも可 後日必要書類を提出してください	・1年以内に退職または自営業を廃業した人の被扶養者認定を申請するときは下記の該当する資料を提出してください。	
	失業給付を受給する人 ※(給付制限期間のある人)	離職票(1)(2)または給付制限期間の記載がある雇用保険受給資格者証(両面)・誓約書
	失業給付を受給しない人	離職票(1)(2)または喪失確認通知書・誓約書
	失業給付の受給を終了した人	支給終了印のある雇用保険受給資格者証(両面)(誓約書不要)
	受給期間を延長する人	延長受理印のある離職票または雇用保険受給資格者証(両面)(後日受給期間延長通知書を提出)・誓約書
	雇用保険に未加入の人	退職証明書または退職日記載の健康保険資格喪失証明書(誓約書不要)
	自営業を廃業した人	個人事業の廃業届出書(誓約書不要)
＜注4＞	・夫婦共同扶養の場合は、配偶者の源泉徴収票(自営業の場合は、申告済みの確定申告書等収入がわかる証明書)の提出が必要です。被扶養者とすべき員数に関わらず、原則として年間収入の多い方の被扶養者とします。	
＜注5＞	・他の扶養義務者とは、申請対象者と同居している方で、申請対象者を扶養している方または扶養できる方です。その方の収入証明書が必要となります。(市区町村で発行される収入を証明できる書類・自営業者は別途確定申告書も必要)	

※認定対象者との関係または収入状況によっては、上記以外の証明書類の提出を求められることがあります。また、申請ケースにより内容について細かく確認する場合があります。
認定対象者が病気等で就労能力を失っている場合は、医師の診断書その他必要な書類を求められることがあります。

〒532-0003

大阪市淀川区宮原4丁目1番6号 アクロス新大阪10階

因幡電機産業健康保険組合

電話番号 06-6151-5247